

## 「和歌山県平成 23 年台風 12 号災害義援金」募集について

### 1 趣旨

台風 12 号により、和歌山県中南部を中心に、家屋流出等の災害が発生し、平成 23 年 9 月 2 日に田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町に災害救助法が適用されました。

瑞穂区共同募金委員会（以下「当会」という）では、和歌山県共同募金会の依頼を受けて、この災害で被災を受けられた方々を支援し、援助することを目的に、義援金の募集を実施します。

### 2 義援金の名称

和歌山県平成 23 年台風 12 号災害義援金

### 3 受付期間

平成 23 年 9 月 9 日（金）から平成 23 年 12 月 8 日（木）まで

### 4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
紀陽銀行	本店営業所	普通預金 2097718	社会福祉法人 和歌山県共同募金会
和歌山県信用農業協同 組合連合会	本所	普通預金 0003572	和歌山県共同募金会 災害用
ゆうちょ銀行		00990-8-1130	和歌山県共同募金会 台風 12 号災害

（ア）紀陽銀行各本支店間及び和歌山県内 J A バンク間での振込手数料は無料になります。

（イ）上記以外の他銀行からの振込については、有料扱いになります。

（ウ）ゆうちょ銀行での振込手数料は無料になります。

※ゆうちょ銀行については、平成 23 年 9 月 12 日からの取り扱いになります。

（エ）ATM を利用の振込は手数料がかかります。

### 5 現金書留による義援金の送金について

（宛先）〒640-8319

和歌山県和歌山市手平 2 丁目 1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 7 階  
社会福祉法人和歌山県共同募金会 あて

※宛名のところに「救助用郵便」と明記の上、送金下さい。

郵便料金免除については現在申請中です。

## 6 義援金の配分について

当会で取りまとめた義援金は、和歌山県共同募金会を通じて、和歌山県に管理換えし、和歌山県が配置する配分委員会で配分を決定し、被災者に配分されます。

## 7 領収書の発行

義援金について税法上の優遇措置を希望する場合は、本会が預り証を発行し、後日三重県共同募金会より領収書が発行されます。

8 この要綱は、平成 23 年 9 月 9 日から施行します。

## 9 備考

義援金は当会で取りまとめて送金も行っています。当会に義援金をお持ちいただければこちらで手続きを行います。ご不明な点がございましたら問い合わせください。

## 問い合わせ先

名古屋市瑞穂区共同募金委員会(名古屋市瑞穂区社会福祉協議会内)

名古屋市瑞穂区佐渡町 3-18 電話 841-4063 FAX841-4080 担当 久富<sup>くぶ</sup>未・北浦